

「市民の権利」と「市民の役割」を規定

役割と責任を担い合ってともに課題解決に取り組む

企画調整課 ☎6710



十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文中に込められた市民検討委員の思いなどを、検討委員会が整理したチャートや議事録からシリーズでご紹介します。

今月号では、第4章から第6章までを解説します。

第4章 市民

（市民の権利）

- 第6条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。
- 市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。
- 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利があります。
- 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。



第6条では、自治を担う主体としての市民が有する権利について定めています。

第1項では、日本の憲法に定められた国民としての権利を、全国で2番目にセーフコミュニティとして認証されている十和田市において、市民が日々の暮らしを安全にそして安心して営むことができる権利として確認し、この条例においても定められました。

第2項では、「市民のための自治を確立するための基本的な権利として、市政へ参画する権利を定めています。市民が市政へ参画する主な手段としては、参政権を保障した選挙のほか、付属機関などの委員としての参加、意見公募手続き（パブリックコメント）による意見提出などがあります。

第3項では、協働による自治を確立するため、市民がまちづくりに必要な情報を知る権利を有することを定めています。

第4項では、市民一人ひとりの主体性を尊重し、憲法に定める基本的人権と多様な価値観を認め合うことから、市民の権利を行使する、あるいは行使しないことによつて、不利益を受けないこととしています。

（市民の責務）

- 第7条 市民は、まちづくりの担い手として、互いに尊重し協力しながら、まちづくりに参画するように努めるものとします。
- 市民は、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとしてします。
- 市民は、ふるさとを大切にし、豊かな自然を守り育てるとともに、安全で潤いのある生活空間の形成に努めるものとします。
- 市民は、地域コミュニティを守り育て、地域の課題を共有し、その解決に向けて行動するように努めるものとします。

第7条は、第6条の市民の権利の規定と対になる責務について定めています。

第1項では、まちづくりの主体として、その役割を認識し、互いに認め合いながら、協力してまちづくりに参画するように努めることを定めています。

第2項では、市民一人ひとりが自ら考え、自己決定・自己責任による市民主体のまちづくりを実践していく上で、お互いに尊重し、そして信頼関係を保つために、自らの発言と行動に責任を持ち、批判や行政依存ではなく、建設的な提言・提案・行動をできるように努めることを定めています。

地域課題を把握するよう努め、これを議会の活動および政策の立案に反映させていくこととしています。

第6章 市長及び職員

（市長の役割と責務）

- 第11条 市長は、市政の代表者として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うものとします。
- 市長は、市民の参画を推進するため、広く市民の声を聴き、市政に反映させるとともに、説明責任を果たすように努めるものとします。
- 市長は、職員を指揮監督し、人材育成に努めるものとします。

第6章は、市長と職員に関することを2条に分けて定めています。

第11条は、市長の役割と責務を定めています。

市長は、住民の直接選挙により選ばれた市の代表者として、市民の信託に応え、市政を運営していく責務があるとともに、この条例の基本理念に基づいた市政運営に努めなければなりません。また、執行機関のトップとして、市民が市政に参画する意思を高めるために、参画する機会の拡充や、情報提供、情報の共有に努めるとともに、市職員の指揮監督および資質や能力の向上など人材の育成に努め、参画と協働のまちづくりを進めることとしています。

（職員の役割と責務）

- 第12条 職員は、市民全体への奉仕者として、市民に誠意を持って接するよう努めます。

第5章 議会及び議員

（議会の役割と責務）

- 第8条 議会は、十和田市の意思を決定する機関及び行政を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとします。
- 議会は、市民の参画を推進するため、市民の意思を把握し、政策に反映させるものとします。
- 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うものとしています。

第5章は、議会と議員に関することを3条に分けて定めています。

第8条は、議会の役割と責務を定めています。

議会は、住民の信託に基づいた二元代表制（住民による選挙で、市長と議員のそれぞれが市民の代表として選出されること）の一翼を担う機関として、市長とは独立・対等の関係にあります。

地方分権が進む中、議会は、市民の意見を十分に把握するよう努め、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視・批判する機関としての重要な役割を果たしていくこととしています。現在、議会改革特別委員会を設置し、これまでの議会を検証しながら、開かれた議会を目指し、機能の充実強化に努めています。



- 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努め、公正で誠実にその職務を遂行する責務があります。
 - 職員は、地域社会の一員として、まちづくりの推進に積極的に努めます。
- 第12条では、職員の役割と責務を定めています。
- 市職員は、市民全体の奉仕者として、自己の研さんに努め、市民の立場に立って、公正に、公平で誠実にその職務を務めることを定めています。また、市職員は、地域社会の一員として、協働のまちづくりの推進に取り組むとともに、地域コミュニティ活動や市民活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。

※十和田市まちづくり基本条例全文は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所企画調整課窓口・十和田湖支所でも配布しています。

◆市民検討委員会の議論（第4章 市民）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●セーフコミュニティを叫んでいるが、なかなか浸透していない。 ●町内会加入率が低迷している。 ●核家族化により、地域の結び付きが希薄になっている。 ●周辺部では過疎化により、地域コミュニティを維持することが難しくなってきた。 ●三農、北里大学などの資源を活用できていない。 ●市民同士の連携がうまく取れていない。 ●市外居住の人もまちづくりに参加したいのにできていない。 ●三本木中では市長へ提言を行っているが、他の中高では行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民の権利 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な暮らしを営む権利。 ・地域づくりに参加する権利。 ・情報を知る権利。 ■市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに主体的に取り組む。 ・自然環境を守り、次世代に継承する。 ・地域で子育てをする。 ・生き物に優しいまちにする。 ・ふるさとを大切にすること。 ・資源を大切に、リサイクルに努める。 ・市民同士のネットワークを作る。 ■事業者・団体の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に積極的に参加、寄与する。

第3項では、市民は豊かな自然環境を守り、次の世代に伝えるとともに、安全で潤いのあるまちづくりに努めることを定めています。

第4項では、市民は市民相互のさまざまな地域のコミュニティを守り育て、コミュニティの役割として、地域の課題解決に向けて行動するように努めることを定めています。

◆市民検討委員会の議論（第6章 市長及び職員）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●市長 <ul style="list-style-type: none"> ・良く市民と交流している。 ・政策が見えづらい。 ・市民への丁寧な説明が不足している。 ・町内会連合会との意見交換会を年に4回実施している。 ・強いリーダーシップが求められる。 ●職員 <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働ができていない。 ・市民と同じ目線で物事を見ていない。 ・市民への説明に誠意が見られない。 ・市民のかかわりが希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市長 <ul style="list-style-type: none"> ・市の代表として、職員の管理式、指揮監督、運営その他の職務を誠実に遂行する。 ・市民自治のまちづくりのため、市民の意見を良く聞き、また、自らの意見を積極的に伝える。 ・協働できる職員を育成する。 ■職員 <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線で行動をする。 ・職員自ら向上心を持ち職務に励む。 ・市民への丁寧な説明に努める。 ・職員は積極的にまちづくりに取り組む。